

改正

平成29年3月27日訓令第51号

妙高市共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共催及び後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義の種類及び範囲)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 共催 事業の企画又は運営に参画し、主催者と共同して事業を執行することができることをいう。

(2) 後援 主催者の行う事業の趣旨に賛同し、援助することをいう。

(共催承認基準)

第3条 共催申請ができる事業の主催者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人又はこれに準ずる公共的団体

(2) 学校又はその連合体

(3) 公益法人、自治会、PTA、NPO法人又はこれに準ずる団体

(4) 新聞社、通信社、放送社、映画社、学術研究機関等

(5) その他市長が認めたもの

2 共催事業の内容は、次に掲げる事項に該当するものでなければならない。

(1) 市の総合計画等を推進し、市政の発展に寄与するものであること。

(2) 共催することに相当の理由があると市長が認めるものであること。

(後援承認基準)

第4条 後援申請ができる事業の主催者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 前条第1項第1号から第4号までに規定する主催者

(2) 営利法人又は団体

2 後援事業の内容は、次に掲げるすべての事項に該当するものでなければならない。

(1) 市の行政運営の方針に反しないものであること。

(2) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるものでないこと。

(3) 宗教又は政治活動目的を有しないものであること。

(4) 主催者の私的な利益を主たる目的としていないこと。

(5) 公衆衛生、事故防止、災害防止等について、十分な措置が講じられていること。

3 前項に規定するもののほか、前条第1項第4号又は第1項第2号に規定するものが行う後援事業の内容は、次に掲げる要件のいずれかを満たしているものでなければならない。

(1) 市民の福祉、健康、教育、芸術、文化及びスポーツの向上普及、又は市民協働、若しくは子育て支援、若しくは地域活性化に資するものであること。

(2) 市外の広範囲に向けて市の魅力を発信するものであること。

(3) 都市との交流を推進するものであること。

(4) 観光客の誘致に向けたものであること。

(5) その他市長が公益上特に必要と認めるものであること。

(承認申請)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとする事業の主催者は、妙高市共催(後援)承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(承認の決定)

第6条 市長は、共催又は後援の承認を決定したときは、申請者に対し、妙高市共催(後援)承認

書（別記様式第2号）を、共催又は後援の承認を行わないときは妙高市共催（後援）不承認書（別記様式第3号）を交付するものとする。

（市の支援）

第7条 共催又は後援承認をした事業（以下「承認事業」という。）に対し、必要と認めるときは、承認事業に対し支援を行うことができる。

2 前項に規定する支援は、次の表の左欄に掲げる承認の種類の違いに従い、それぞれ右欄に掲げる支援の内容とする。

承認の種類	支援の内容
共催	負担金の交付、市職員の派遣、市立施設使用料の減免、事業広報
後援	市立施設使用料の減免、事業広報

3 前項の負担金の交付額は、予算の範囲内で市長の定める額とする。

4 第2項の市立施設使用料の減免は、当該施設の規則で定めるところによる。

（報告）

第8条 承認事業の主催者は、事業計画に変更が生じた場合又は中止した場合は、妙高市共催（後援）事業変更・中止届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 承認事業の主催者は、承認事業（共催を除く。）が終了したときは、速やかに事業結果報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（承認の取消し等）

第9条 市長は、承認事業の主催者が、第3条に規定する承認基準に違反して事業を行い、又は行うおそれのある場合は、直ちに当該承認を取り消すものとし、妙高市共催（後援）取消通知書（別記様式第6号）を交付するものとする。

（事務処理）

第10条 共催及び後援の承認に係る事務は、当該事業の内容に密接に関連する事務を分掌する課が行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

附 則（平成29年教委訓令第51号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第6号（第9条関係）